様式第８号

堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金修学課程指定通知書

第　　号
年　　月　　日

（申請者）　　様

堺　市　長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のあった堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金修学課程の指定について、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱第２の２(6)ウの規定により、次のとおり指定することに決定したので通知します。

１申請者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ	生年月日	年　　月　　日生 （　　歳）
２申請者住所	（郵便番号　　－　　）	電話番号　（　　）　－ 携帯電話番号（　　）　－	
３大学の名称			
４学科等の名称			
５修学期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで （修　学　開　始　日）		
６所要費用（予定）	入学料　　円、授業料　　円　　合計額　　円		
（備考）			

注意

１　支給の対象となるのは、大学の課程の修学について支払う入学金及び授業料です。

２　支給の対象となるのは、入学金および授業料の合計額の６割相当額です。ただし、その金額が、「修学年数×４０万円」を超える場合は、「修学年数×４０万円」が上限になります（最大１６０万円）。

３　指定申請書に記載された修学開始日や所要費用（予定）については、大学に確認をした内容で通知します。

４　所要費用については、標準的な予定される金額であり、修学課程修了後に大学により証明された金額に基づき支給額を算定します。

５　修学課程の指定後、大学の入学を取り止めた場合、修学課程の中途でやめた場合や休学した場合は、市長にその旨を報告してください。

６　学士等取得支援給付金の支給を受けるためには、あらためて「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金支給申請書」に添付書類を付けて支給申請手続を行うことが必要です。なお、支給申請期間は、各年次の修了日から起算して３０日以内です。